

習志野市発達支援サポートネットワーク会議設置要領

制定 平成28年6月16日

（設置）

第1条 本市における発達に課題を抱える子どもを支援する事業の推進や、支援システムの運用等に関し、協議を行うため、習志野市ひまわり発達相談センター（以下「センター」という。）に、習志野市発達支援サポートネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 ネットワーク会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 発達支援に携わる関係機関において情報の共有を図る。
- (2) 発達に課題を持つ子どもの相談支援体制や発達支援に関する運用について調査、研究を行う。
- (3) 発達支援施策の提案を行う。

（組織）

第3条 ネットワーク会議は、係長、主査級以上及びそれに相当する委員 25 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから充てる。

- (1) 健康福祉部の職員
- (2) こども部の職員
- (3) 教育委員会学校教育部の職員及び生涯学習部の職員

2 原則として、委員は任命後に人事異動等があった場合において、ネットワーク会議の委員の職を継続することができる。

（会長及び副会長）

第4条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長はネットワーク会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は発達支援に関わる関係機関の者を会議に出席させることができる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（部会）

第5条 ネットワーク会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の委員については、ネットワーク会議の委員の協議により構成するものとする。

（庶務）

第6条 ネットワーク会議及び部会の運営に関する事務は、センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるものの他、必要な事項はセンター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月16日から施行する。

この要領は、平成31年3月31日限りで、その効力を失う。